

野洲市商工業振興基本計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市商工業振興基本条例（令和2年野洲市条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づき、野洲市商工業振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、環境経済部商工観光課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。